

労働セミナー開催

パワハラやサービス残業、解雇・退職など、職場のトラブルとその対処法を相談員が解説します。

と き 11月16日(金) 14:00~15:30

と ころ 米子市立図書館2階研修室

テーマ 「職場のトラブルと対処法」
～労働相談の現場から～

講 師 鳥取県中小企業労働相談所みなくる 相談員
労使ネットとっとり(鳥取県労働委員会)事務局職員

参加料 無料

対象者 どなたでも可
※失業給付受給中の人は、求職活動の実績になります。
※当日参加も可能ですが、資料準備のため事前申込をお願いします。

申込み・問い合わせ先

鳥取県中小企業労働相談所みなくる米子
TEL:0120-662-396(平日9:00-17:30)

産業カウンセラーによる「こころの相談会」

子どものこと、家族や知人のこと、自分のことなど、日頃気になっている悩みや困りごとをカウンセラーに話してみませんか。相談は秘密厳守・相談無料で行います。ぜひご利用ください。

米子会場 (西部地区)	と き	11月24日(土) 9:30~15:00
	と ころ	米子コンベンションセンター 第4・5会議室
	対 象	どなたでも可 ※要予約
鳥取会場 (東部地区)	と き	11月17日(土) 9:30~15:00
	と ころ	鳥取県立図書館 2階大研修室
	対 象	どなたでも可 ※要予約
倉吉会場 (中部地区)	と き	11月23日(金・祝) 9:30~15:00
	と ころ	倉吉市立図書館(倉吉交流プラザ) 第1研修室
	対 象	どなたでも可 ※要予約

申込み・問い合わせ先

ライフサポートセンターとっとり
TEL:0120-82-5858
FAX:0857-32-5454

国道181号 岸本バイパス

181

11月23日(金・祝)午後3時
全線開通!!



問い合わせ先

西部総合事務所米子県土整備局道路都市課
TEL:0859-31-9734
FAX:0859-33-4110

中国5県縦断法律相談会

と き 11月10日(土) 10:00~16:00

と ころ 二部公民館

- 内 容**
- 相続、遺言のこと
 - 高齢者の財産管理(成年後見)
 - ご近所トラブル、空き家のこと
 - 悪質訪問販売・買取(悪質商法被害)
 - 夫婦、親子関係
 - 交通事故
 - 不動産・会社の登記
 - 借金問題
 - その他身の回りの法律問題

対象者 どなたでも可、直接会場にお越しください。
(※予約も可能)

電話相談 0120-254-244
(10月27、28日、11月3、10、11日)



予約・問い合わせ先

日本司法書士会連合会中国ブロック会事務局
TEL:082-221-5345(9:00-17:00)

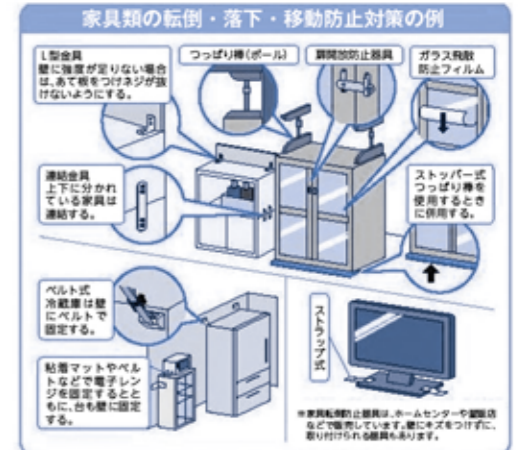
伯耆町家具転倒防止等対策事業補助金

伯耆町は、地震発生時の家具の転倒などによる被害を軽減するため、家具転倒防止器具等の購入・設置を行う人に補助を行っています。

補助金概要

区分	家具転倒防止器具等購入補助金 【内容】家具転倒防止器具等の購入費に対する補助	家具転倒防止器具等購入及び設置補助金 【内容】家具転倒防止器具等の購入及び設置に対する補助
補助率	1/2(上限1万円)	10/10(上限2万円)
対象者	町内在住者	町内在住者で次のいずれかに該当する人のみで構成される世帯 ●65歳以上の高齢者 ●身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている人 ●療育手帳Aの交付を受けている人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 ●要介護3以上の認定を受けている人 ●生活保護世帯 ●町民税非課税世帯
必要書類	●購入費用の領収書 ●取付状況が分かる写真 ●印かん ●通帳	●購入・取付費用の領収書 ●取付状況が分かる写真 ●印かん ●通帳 ●手帳など

申込み・問い合わせ先 総務課 TEL:0859-68-3111



※家具転倒防止器具等とは、家具の転倒、移動又は落下を防止するために有効な器具、ガラスの飛散を防止するために有効なフィルム、感震ブレーカーのことです。
※家具の設置については、家具転倒防止器具等の取付を行っている業者の他に、公益社団法人南部広域シルバー人材センターでも行っています。

11月は児童虐待防止推進月間です!

保護者や同居人による「子どもへの虐待」が深刻な問題になっています。虐待による痛ましい被害や死亡事例をなくし、子どもの人権を守っていくためには、できるだけ早く虐待に気づき、対応することが必要です。虐待は特別な家庭の問題ではありません。どの家庭でも起こりうる問題として、社会全体で虐待から子どもを守っていきましょう。虐待を受けていると思われる子どもを発見した場合や、近隣の家庭の様子がおかしいと思ったときは、児童相談所または役場に相談・通告をお願いします。

児童虐待はつぎの4つに分類されます

- | | |
|---|---|
| <p>①身体的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ●殴る、蹴る、たばこの火を押し付ける ●戸外に締め出す など ※生命に危険が及ぶおそれもあります | <p>②性的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもへの性行、性的暴行 ●ポルノ写真の被写体になることを強要する など |
| <p>③ネグレクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ●適切な食事を与えない ●極端に不潔な環境の中で生活させる ●病気やけがをしても、病院に連れていかない など ※保護者としての監護を著しく怠っていること | <p>④心理的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ●言葉で怖がらせる、脅迫する ●他の兄弟と著しく差別的な扱いをする ●子どもの前で配偶者などに暴力をふるう など |

相談・通告に関する Q&A

- Q. 誰が通告するの(通告できるの)?**
A. 地域に住む皆さんです
- Q. 通告したことを知られたくないのですが?**
A. 通告した人の秘密は守られます
- 児童虐待を防ぐためには、地域全体で子どもを見守ることが大切です。虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告義務が「児童虐待防止法」で定められています。
- 通告した人の個人情報は法律によって保護されており、他人に知られることはありません。また、通告された内容を調査した結果、虐待ではなかった場合でも、通告した人が責められる(罰せられる)ことはありません。

相談・通告窓口

- 福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534 ※夜間、休日でも担当者に取り次ぎます
- 児童相談所全国共通ダイヤル TEL:189 ※管轄の児童相談所に転送されます
- 米子児童相談所 〒683-0052 米子市博労町4丁目50 TEL:0859-33-1471

問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534